

## 平成 30 年度 第 3 回 倉吉市下水道使用料審議会

日時：平成 30 年 12 月 27 日(木)

午後 1 時 30 分

会場：倉吉市役所 第 2 会議室

- 1 開会
- 2 報告事項
  - (1) 前回審議会議事録について
- 3 審議
  - (1) 前回審議会でのご質問等について
  - (2) 下水道使用料単価の改定案について
- 4 その他
- 5 閉会

### <資料 1 >

前回審議会会議録について

### <資料 2 >

- 1 前回審議会でのご質問等について ..... 1 ページ
- 2 下水道使用料単価の改定案について ..... 5 ページ

# 前回審議会でのご質問について

質問等の内容	
1	下水道使用料の算定方法がよくわからない。
2	使用料の未収の割合と額を教えてください。

1

Q 下水道使用料の算定方法がよくわからない。

<計算例イメージ> 使用水量が24m<sup>3</sup>の場合

m <sup>3</sup>	10	20	24	30
基本料金(10m <sup>3</sup> )	1,100円	←10m <sup>3</sup>		
10を超え20m <sup>3</sup> まで 183円/m <sup>3</sup>		1,830円	←183円×10m <sup>3</sup>	
20を超え50m <sup>3</sup> まで 194円/m <sup>3</sup>			776円	←194円×4m <sup>3</sup>

1,100円 + 1,830円 + 776円 = 計 **3,706円**  
 消費税 **296円**  
 合計 **4,002円**

### 水道使用水量のお知らせ

お客様番号 010006785-03 口径 25 mm  
 東町435-1 315-140  
 北庁舎  
 倉吉市長 総務課(北庁舎分) 様

#### 今回使用水量

検針年月 平成30年12月分  
 今回指示数 889 m<sup>3</sup>  
 前回指示数 841 m<sup>3</sup>  
 旧メーター水量(+) 0 m<sup>3</sup>  
**今回使用水量 48 m<sup>3</sup>**  
 使用期間 平成30年10月10日 検針員  
 ~ 平成30年12月13日 小野 進

参考 前回使用水量 49 m<sup>3</sup>  
 前年同期使用水量 48 m<sup>3</sup>

#### 請求予定金額

平成30年12月分

使用水量【水道】	24 m <sup>3</sup> 【下水道 24 m <sup>3</sup> 】
水道料金	3,440 円 ( 254 円)
量水器使用料	194 円 ( 14 円)
<b>下水道使用料</b>	<b>4,002 円 ( 296 円)</b>
合計金額	7,636 円 ( 564 円)

平成31年1月分

使用水量【水道】	24 m <sup>3</sup> 【下水道 24 m <sup>3</sup> 】
水道料金	3,440 円 ( 254 円)
量水器使用料	194 円 ( 14 円)
下水道使用料	4,002 円 ( 296 円)
合計金額	7,636 円 ( 564 円)

( )内は消費税及び地方消費税相当額で上記金額に含まれています。  
 上記の金額は実際の請求金額と異なる場合があります。

#### 口座振替済通知書

平成30年11月分(平成30年11月26日振替)

水道料金	3,440 円 ( 254 円)
量水器使用料	194 円 ( 14 円)
下水道使用料	4,002 円 ( 296 円)

A

※資料2ページ  
 倉吉市下水道課ホームページ抜粋 参照

## 下水道使用料の算出方法(倉吉市下水道課ホームページより抜粋)

### 下水道等使用料

下水道等使用料は、「原則として水道から出た水が汚れて下水道に流れる」という考えから、水道使用量を元に算出されます。

なお使用期間が1か月未満の場合は、1か月とみなして算出します。

#### 使用料料金表(税抜)

使用料区分	排除汚水量(=水道使用量)	下水道使用料(月額)
基本使用料	10立方mまで	1,100円
超過使用料	10立方mを超え20立方mまで	183円
	20立方mを超え50立方mまで	194円
	50立方mを超え100立方mまで	207円
	100立方mを超え250立方mまで	229円
	250立方mを超え1000立方mまで	240円
	1000立方mを超えるもの	251円
備 考	※浴場汚水(公衆浴場等)にあつては、排除汚水量1立方mあたり 55円	
	※温泉排水にあつては、排除汚水量1立方mあたり 116円	

#### ▼下水道等使用料の計算例

下水道等使用料は、上記のとおり水道使用量をもとに計算します。

下水道等使用料の単価は使用水量の階層別に決められておりますので、実際の使用水量を階層別に分けて計算したものを合計し、消費税及び地方消費税(円未満切り捨て)を加算し、下水道使用料を算出します。

＜計算例＞ 使用水量が80立方mの場合の計算例を次に示します。

まず、使用水量を各使用階層に割り振ります。

- ・基本料金(10立方mまで)に該当する水量 →10立方m
- ・10を超え20立方mまでに該当する水量 →10立方m
- ・20を超え50立方mまでに該当する水量 →30立方m
- ・50を超え100立方mまでに該当する水量 →30立方m

$$(10+10+30+30)m^3=80m^3$$

次に、各階層に割り振られた使用水量にそれぞれの単価を乗じて階層毎の金額を計算し、合計します(14,960円)。

これに消費税及び地方消費税額(1,196円)を加算したものが、請求額(16,156円)となります。

【料金表より】

使用水量区分	該当使用水量(m <sup>3</sup> )	単価(円/m <sup>3</sup> )	下水道使用料(円)
基本料金(10m <sup>3</sup> まで)	10	1,100(一律)	1,100
10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	10	183	1,830
20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	30	194	5,820
50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	30	207	6,210
合 計	80	-	14,960
消費税及び地方消費税(8%)	-	-	1,196
請 求 額	-	-	16,156

平成26年4月から実施  
(消費税及び地方消費税 8%)



## 倉吉市水道料金・下水道使用料早見表(税込)

使用水量 排除汚水量	水道料金 (一般用)	下水道使用料	使用水量 排除汚水量	水道料金 (一般用)	下水道使用料	使用水量 排除汚水量	水道料金 (一般用)	下水道使用料	使用水量 排除汚水量	水道料金 (一般用)	下水道使用料	使用水量 排除汚水量	水道料金 (一般用)	下水道使用料
~8m <sup>3</sup>	723円	1,188円	21m <sup>3</sup>	2,383円	3,373円	41m <sup>3</sup>	5,515円	7,564円	61m <sup>3</sup>	8,647円	11,909円	81m <sup>3</sup>	11,779円	16,380円
9m <sup>3</sup>	848円	1,188円	22m <sup>3</sup>	2,540円	3,583円	42m <sup>3</sup>	5,672円	7,773円	62m <sup>3</sup>	8,804円	12,132円	82m <sup>3</sup>	11,936円	16,603円
10m <sup>3</sup>	974円	1,188円	23m <sup>3</sup>	2,696円	3,792円	43m <sup>3</sup>	5,828円	7,983円	63m <sup>3</sup>	8,960円	12,356円	83m <sup>3</sup>	12,092円	16,827円
11m <sup>3</sup>	1,099円	1,385円	24m <sup>3</sup>	2,853円	4,002円	44m <sup>3</sup>	5,985円	8,192円	64m <sup>3</sup>	9,117円	12,579円	84m <sup>3</sup>	12,249円	17,051円
12m <sup>3</sup>	1,224円	1,583円	25m <sup>3</sup>	3,009円	4,212円	45m <sup>3</sup>	6,141円	8,402円	65m <sup>3</sup>	9,273円	12,803円	85m <sup>3</sup>	12,405円	17,274円
13m <sup>3</sup>	1,350円	1,780円	26m <sup>3</sup>	3,166円	4,421円	46m <sup>3</sup>	6,298円	8,611円	66m <sup>3</sup>	9,430円	13,026円	86m <sup>3</sup>	12,562円	17,498円
14m <sup>3</sup>	1,475円	1,978円	27m <sup>3</sup>	3,323円	4,631円	47m <sup>3</sup>	6,455円	8,821円	67m <sup>3</sup>	9,587円	13,250円	87m <sup>3</sup>	12,719円	17,721円
15m <sup>3</sup>	1,600円	2,176円	28m <sup>3</sup>	3,479円	4,840円	48m <sup>3</sup>	6,611円	9,030円	68m <sup>3</sup>	9,743円	13,474円	88m <sup>3</sup>	12,875円	17,945円
16m <sup>3</sup>	1,725円	2,373円	29m <sup>3</sup>	3,636円	5,050円	49m <sup>3</sup>	6,768円	9,240円	69m <sup>3</sup>	9,900円	13,697円	89m <sup>3</sup>	13,032円	18,168円
17m <sup>3</sup>	1,851円	2,571円	30m <sup>3</sup>	3,792円	5,259円	50m <sup>3</sup>	6,924円	9,450円	70m <sup>3</sup>	10,056円	13,921円	90m <sup>3</sup>	13,188円	18,392円
18m <sup>3</sup>	1,976円	2,769円	31m <sup>3</sup>	3,949円	5,469円	51m <sup>3</sup>	7,081円	9,673円	71m <sup>3</sup>	10,213円	14,144円	91m <sup>3</sup>	13,345円	18,615円
19m <sup>3</sup>	2,101円	2,966円	32m <sup>3</sup>	4,106円	5,678円	52m <sup>3</sup>	7,238円	9,897円	72m <sup>3</sup>	10,370円	14,368円	92m <sup>3</sup>	13,502円	18,839円
20m <sup>3</sup>	2,226円	3,164円	33m <sup>3</sup>	4,262円	5,888円	53m <sup>3</sup>	7,394円	10,120円	73m <sup>3</sup>	10,526円	14,591円	93m <sup>3</sup>	13,658円	19,063円
			34m <sup>3</sup>	4,419円	6,097円	54m <sup>3</sup>	7,551円	10,344円	74m <sup>3</sup>	10,683円	14,815円	94m <sup>3</sup>	13,815円	19,286円
			35m <sup>3</sup>	4,575円	6,307円	55m <sup>3</sup>	7,707円	10,567円	75m <sup>3</sup>	10,839円	15,039円	95m <sup>3</sup>	13,971円	19,510円
			36m <sup>3</sup>	4,732円	6,516円	56m <sup>3</sup>	7,864円	10,791円	76m <sup>3</sup>	10,996円	15,262円	96m <sup>3</sup>	14,128円	19,733円
			37m <sup>3</sup>	4,889円	6,726円	57m <sup>3</sup>	8,021円	11,014円	77m <sup>3</sup>	11,153円	15,486円	97m <sup>3</sup>	14,285円	19,957円
			38m <sup>3</sup>	5,045円	6,935円	58m <sup>3</sup>	8,177円	11,238円	78m <sup>3</sup>	11,309円	15,709円	98m <sup>3</sup>	14,441円	20,180円
			39m <sup>3</sup>	5,202円	7,145円	59m <sup>3</sup>	8,334円	11,462円	79m <sup>3</sup>	11,466円	15,933円	99m <sup>3</sup>	14,598円	20,404円
			40m <sup>3</sup>	5,358円	7,354円	60m <sup>3</sup>	8,490円	11,685円	80m <sup>3</sup>	11,622円	16,156円	100m <sup>3</sup>	14,754円	20,628円
												150m <sup>3</sup>	23,016円	32,994円
												250m <sup>3</sup>	39,540円	57,726円
												500m <sup>3</sup>	80,850円	122,526円
												1,000m <sup>3</sup>	163,470円	252,126円

注意: 早見表には、  
量水器使用料は含まれていません。



### 水道料金・下水道使用料単価表

水道料金 (一般用)	基本料金	8m <sup>3</sup> まで	723.60円
	超過料金 1m <sup>3</sup> あたり		9~20m <sup>3</sup>
		21~100m <sup>3</sup>	156.60円
		101m <sup>3</sup> 以上	165.24円
水道料金 (団体用)	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,188.00円
	超過料金 1m <sup>3</sup> あたり	11~100m <sup>3</sup>	160.92円
		101m <sup>3</sup> 以上	184.68円
水道料金 (湯屋用)	基本料金	100m <sup>3</sup> まで	9,093.60円
	超過料金 1m <sup>3</sup> あたり	101~250m <sup>3</sup>	126.36円
		251m <sup>3</sup> 以上	155.52円

量水器使用料	
口径	使用料
13mm	86円
20mm	172円
25mm	194円
40mm	399円
50mm	2,160円
75mm	2,808円
100mm	3,564円
150mm	6,480円



下水道マスコットキャラクター  
「スイスイ」

下水道 使用料	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,188.00円	
	超過料金 1m <sup>3</sup> あたり		11~20m <sup>3</sup>	197.64円
			21~50m <sup>3</sup>	209.52円
			51~100m <sup>3</sup>	223.56円
			101~250m <sup>3</sup>	247.32円
			251~1,000m <sup>3</sup>	259.20円
			1,001m <sup>3</sup> 以上	271.08円

※ 水道料金(臨時用)については、上の表にかかわらず「使用水量1m<sup>3</sup>につき320円で算出した額に108/100を乗じて得た額」となります。

※ 浴場汚水(公衆浴場(むしぶろ、その他特殊な公衆浴場営業を除く。))の用に供した汚水をいう。については、上の表にかかわらず「排除汚水量1m<sup>3</sup>につき55円で算出した額に108/100を乗じて得た額」となります。

※ 温泉排水については「排除汚水量1m<sup>3</sup>につき116円で算出した額に108/100を乗じて得た額」となります。

Q 使用料の未収の割合と額を教えてください。

公共下水道使用料の平成28、29年度決算額は以下のとおりです。

		平成29年度決算	平成28年度決算
現年分 ※2	調定額※1	794,614,589円	790,122,890円
	収入額	786,378,510円	780,827,861円
	収納率	99.0%	98.8%
	未収額	8,236,079円	9,295,029円
滞納分 ※3	調定額	30,614,675円	30,791,191円
	収入額	8,682,979円	8,566,508円
	収納率	28.4%	27.8%
	未収額	21,931,696円	22,224,683円
合計	調定額	825,229,264円	820,914,081円
	収入額	795,061,489円	789,394,369円
	収納率	96.3%	96.2%
	未収額	30,167,775円	31,519,712円

※1 調定額＝下水道使用料の請求額合計

調定：歳入に計上すべき入金が見込まれるときに、その収入額、予算科目、納入義務者などを調査し、行政庁内部の決裁をして決定する事務処理のこと。

※2 現年分＝使用水量の検針等により、使用料を請求した年度分

※3 滞納分＝前年度以前に請求した使用料の滞納分

A

## 使用料単価の改定案

### 単価改定案 (税抜)

汚水量区分	汚水量区分	現行 (円)	案①-3 (円)		案①-4 (円)		案②-2 (円)		案②-3 (円)		水量割合
				上げ幅		上げ幅		上げ幅		上げ幅	
0～ 10 m <sup>3</sup>	基本	1,100	1,300	200	1,300	200	1,360	260	1,360	260	38.0%
11～ 20 m <sup>3</sup>	従量 (1 m <sup>3</sup> あたり)	183	191	8	191	8	187	4	187	4	21.8%
21～ 50 m <sup>3</sup>		194	202	8	202	8	198	4	198	4	16.1%
51～ 100 m <sup>3</sup>		207	217	10	219	12	212	5	214	7	4.3%
101～ 250 m <sup>3</sup>		229	239	10	240	11	234	5	234	5	5.3%
251～1,000 m <sup>3</sup>		240	250	10	250	10	245	5	245	5	7.2%
1001m <sup>3</sup> ～		251	261	10	259	8	256	5	255	4	6.7%
経費回収率	—	87.8%	95.0%								—

## 使用料改定 各案の検証

**案①-3** ・経費回収率95%  
 ・平均改定率8.2%

・税込み上げ幅は、現在の税率8%に対し、実際の負担となる消費税10%で試算

**改定内容**  
 ○10m<sup>3</sup>までの基本料金を税抜で200円増、税込で約2割の増となる(単身世帯の影響大)。  
 ○従量料金:基本料金部分の改定率が大きいため、影響が大きくなる50m<sup>3</sup>までは8円/m<sup>3</sup>の、51m<sup>3</sup>以上では10円/m<sup>3</sup>の上げ幅とした。  
 ○月5,000m<sup>3</sup>使用の大口利用者では、年間100万円弱の負担増となる。(倉吉市では2者該当)

汚水量区分	料金体系	現行		
		単価	ランク差※	税込(8%)
0 ~ 10 m <sup>3</sup>	基本	1,100円	—	1,188.00円
11 ~ 20 m <sup>3</sup>	従量 (1 m <sup>3</sup> あたり)	183円	73円	197.64円
21 ~ 50 m <sup>3</sup>		194円	11円	209.52円
51 ~ 100 m <sup>3</sup>		207円	13円	223.56円
101 ~ 250 m <sup>3</sup>		229円	22円	247.32円
251 ~ 1,000 m <sup>3</sup>		240円	11円	259.20円
1,001 ~ m <sup>3</sup>		251円	11円	271.08円



改定後(案①-3)		
単価	ランク差	税込(10%)
1,300円	—	1,430.00円
191円	61円	210.10円
202円	11円	222.20円
217円	15円	238.70円
239円	22円	262.90円
250円	11円	275.00円
261円	11円	287.10円

改定差額/改定率			
税抜差額	税込差額	改定率	税込改定率
200円	242.00円	18.18%	20.37%
8円	12.46円	4.37%	6.30%
8円	12.68円	4.12%	6.05%
10円	15.14円	4.83%	6.77%
10円	15.58円	4.37%	6.30%
10円	15.80円	4.17%	6.10%
10円	16.02円	3.98%	5.91%

※ランク差:汚水量区分前ランクとの1 m<sup>3</sup>あたり差額

## 改定案と現行使用料との比較

汚水量	現行(税込8%)	改定後(税込10%)	差額	増加率	差額(年間)
10m <sup>3</sup>	1,188円	1,430円	242円	20.4%	2,904円
20m <sup>3</sup>	3,164円	3,531円	367円	11.6%	4,404円
50m <sup>3</sup>	9,450円	10,197円	747円	7.9%	8,964円
100m <sup>3</sup>	20,628円	22,132円	1,504円	7.3%	18,048円
250m <sup>3</sup>	57,726円	61,567円	3,841円	6.7%	46,092円
500m <sup>3</sup>	122,526円	130,317円	7,791円	6.4%	93,492円
1,000m <sup>3</sup>	252,126円	267,817円	15,691円	6.2%	188,292円
5,000m <sup>3</sup>	1,336,446円	1,416,217円	79,771円	6.0%	957,252円

1ヶ月の汚水量目安(1人あたり7.9 m<sup>3</sup>)  
 2人: 15.8 m<sup>3</sup> 3人: 23.7 m<sup>3</sup>  
 4人: 31.6 m<sup>3</sup> 5人: 39.5 m<sup>3</sup>  
 6人: 47.4 m<sup>3</sup> 7人: 55.3 m<sup>3</sup>  
 (倉吉市流域関連公共下水道事業計画  
 1人1日あたりの汚水量255Lから算出:  
 1ヶ月を31日で換算)

## 使用料改定 各案の検証

**案①-4** ・経費回収率95%  
 ・平均改定率8.2%

・税込み上げ幅は、現在の税率8%に対し、実際の負担となる消費税10%で試算

**改定内容**

- 基本料金は、案①-3と同じ。税込みで約2割の増となる(単身世帯の影響大)。
- 従量料金:段階別で、8~12円の改定。基本料金増の影響が大きい50m<sup>3</sup>までは8円/m<sup>3</sup>、51m<sup>3</sup>~100m<sup>3</sup>までは12円/m<sup>3</sup>、大口使用者の負担を考慮し、ランクが上がるごとに1円ずつ下げる上げ幅とした。
- 月5,000m<sup>3</sup>使用の大口利用者では、年間85万円程度の負担増。

汚水量区分	料金体系	現行		
		単価	ランク差※	税込(8%)
0 ~ 10 m <sup>3</sup>	基本	1,100円	—	1,188.00円
11 ~ 20 m <sup>3</sup>	従量 (1 m <sup>3</sup> あたり)	183円	73円	197.64円
21 ~ 50 m <sup>3</sup>		194円	11円	209.52円
51 ~ 100 m <sup>3</sup>		207円	13円	223.56円
101 ~ 250 m <sup>3</sup>		229円	22円	247.32円
251 ~ 1,000 m <sup>3</sup>		240円	11円	259.20円
1,001 ~ m <sup>3</sup>		251円	11円	271.08円



改定後(案①-4)		
単価	ランク差	税込(10%)
1,300円	—	1,430.00円
191円	61円	210.10円
202円	11円	222.20円
219円	17円	240.90円
240円	21円	264.00円
250円	10円	275.00円
259円	9円	284.90円

改定差額/改定率			
税抜差額	税込差額	改定率	税込改定率
200円	242.00円	18.18%	20.37%
8円	12.46円	4.37%	6.30%
8円	12.68円	4.12%	6.05%
12円	17.34円	5.80%	7.76%
11円	16.68円	4.80%	6.74%
10円	15.80円	4.17%	6.10%
8円	13.82円	3.19%	5.10%

※ランク差:汚水量区分前ランクとの1 m<sup>3</sup>あたり差額

## 改定案と現行使用料との比較

汚水量	現行(税込8%)	改定後(税込10%)	差額	増加率	差額(年間)
10m <sup>3</sup>	1,188円	1,430円	242円	20.4%	2,904円
20m <sup>3</sup>	3,164円	3,531円	367円	11.6%	4,404円
50m <sup>3</sup>	9,450円	10,197円	747円	7.9%	8,964円
100m <sup>3</sup>	20,628円	22,242円	1,614円	7.8%	19,368円
250m <sup>3</sup>	57,726円	61,842円	4,116円	7.1%	49,392円
500m <sup>3</sup>	122,526円	130,592円	8,066円	6.6%	96,792円
1,000m <sup>3</sup>	252,126円	268,092円	15,966円	6.3%	191,592円
5,000m <sup>3</sup>	1,336,446円	1,407,692円	71,246円	5.3%	854,952円

1ヶ月の汚水量目安(1人あたり7.9 m<sup>3</sup>)  
 2人: 15.8 m<sup>3</sup> 3人: 23.7 m<sup>3</sup>  
 4人: 31.6 m<sup>3</sup> 5人: 39.5 m<sup>3</sup>  
 6人: 47.4 m<sup>3</sup> 7人: 55.3 m<sup>3</sup>  
 (倉吉市流域関連公共下水道事業計画  
 1人1日あたりの汚水量255Lから算出:  
 1ヶ月を31日で換算)



## 使用料改定 各案の検証

**案②-2** ・経費回収率95%  
 ・平均改定率8.2%

・税込み上げ幅は、現在の税率8%に対し、実際の負担となる消費税10%で試算

**改定内容**

○案①-3, 4と比較し、  
 基本使用料: 60円多いの260円の増  
 従量使用料: 案①-3の1/2の上げ幅  
 (50m<sup>3</sup>までは4円/m<sup>3</sup>、51m<sup>3</sup>以上は5円/m<sup>3</sup>)  
 ○基本使用料は、税込で約2.5割増であるが、50m<sup>3</sup>の使用者では、従量単価が案①-3, 4の1/2であるため、増加率は案①-3, 4に比べ抑えられる。

汚水量区分	料金体系	現行		
		単価	ランク差※	税込(8%)
0 ~ 10 m <sup>3</sup>	基本	1,100円	—	1,188.00円
11 ~ 20 m <sup>3</sup>	従量 (1 m <sup>3</sup> あたり)	183円	73円	197.64円
21 ~ 50 m <sup>3</sup>		194円	11円	209.52円
51 ~ 100 m <sup>3</sup>		207円	13円	223.56円
101 ~ 250 m <sup>3</sup>		229円	22円	247.32円
251 ~ 1,000 m <sup>3</sup>		240円	11円	259.20円
1,001 ~ m <sup>3</sup>		251円	11円	271.08円



改定後(案②-2)		
単価	ランク差	税込(10%)
1,360円	—	1,496.00円
187円	51円	205.70円
198円	11円	217.80円
212円	14円	233.20円
234円	22円	257.40円
245円	11円	269.50円
256円	11円	281.60円

改定差額/改定率			
税抜差額	税込差額	改定率	税込改定率
260円	308.00円	23.64%	25.93%
4円	8.06円	2.19%	4.08%
4円	8.28円	2.06%	3.95%
5円	9.64円	2.42%	4.31%
5円	10.08円	2.18%	4.08%
5円	10.30円	2.08%	3.97%
5円	10.52円	1.99%	3.88%

※ランク差:汚水量区分前ランクとの1 m<sup>3</sup>あたり差額

## 改定案と現行使用料との比較

汚水量	現行(税込8%)	改定後(税込10%)	差額	増加率	差額(年間)
10m <sup>3</sup>	1,188円	1,496円	308円	25.9%	3,696円
20m <sup>3</sup>	3,164円	3,553円	389円	12.3%	4,668円
50m <sup>3</sup>	9,450円	10,087円	637円	6.7%	7,644円
100m <sup>3</sup>	20,628円	21,747円	1,119円	5.4%	13,428円
250m <sup>3</sup>	57,726円	60,357円	2,631円	4.6%	31,572円
500m <sup>3</sup>	122,526円	127,732円	5,206円	4.2%	62,472円
1,000m <sup>3</sup>	252,126円	262,482円	10,356円	4.1%	124,272円
5,000m <sup>3</sup>	1,336,446円	1,388,882円	52,436円	3.9%	629,232円

1ヶ月の汚水量目安(1人あたり7.9 m<sup>3</sup>)  
 2人: 15.8 m<sup>3</sup> 3人: 23.7 m<sup>3</sup>  
 4人: 31.6 m<sup>3</sup> 5人: 39.5 m<sup>3</sup>  
 6人: 47.4 m<sup>3</sup> 7人: 55.3 m<sup>3</sup>  
 (倉吉市流域関連公共下水道事業計画  
 1人1日あたりの汚水量255Lから算出:  
 1ヶ月を31日で換算)

## 使用料改定 各案の検証

**案②-3** ・経費回収率95%  
 ・平均改定率8.2%

・税込み上げ幅は、現在の税率8%に対し、実際の負担となる消費税10%で試算

**改定内容**  
 ○基本料金は案②-2と同じ。税込で約2.5割増。  
 ○従量料金:段階別で、税抜4~7円の改定。基本料金増の影響が大きい50m<sup>3</sup>までは4円/m<sup>3</sup>、51m<sup>3</sup>~100m<sup>3</sup>までは、7円/m<sup>3</sup>、以降ランクでは、4~5円の上げ幅とし、大口使用者の負担を考慮した。  
 ○月5,000m<sup>3</sup>使用の大口利用者では、案①-3では、年間約95万円増に対し、案②-3では、57万円程度の負担増となる。

汚水量区分	料金体系	現行		
		単価	ランク差※	税込(8%)
0 ~ 10 m <sup>3</sup>	基本	1,100円	—	1,188.00円
11 ~ 20 m <sup>3</sup>	従量 (1 m <sup>3</sup> あたり)	183円	73円	197.64円
21 ~ 50 m <sup>3</sup>		194円	11円	209.52円
51 ~ 100 m <sup>3</sup>		207円	13円	223.56円
101 ~ 250 m <sup>3</sup>		229円	22円	247.32円
251 ~ 1,000 m <sup>3</sup>		240円	11円	259.20円
1,001 ~ m <sup>3</sup>		251円	11円	271.08円



改定後(案②-3)		
単価	ランク差	税込(10%)
1,360円	—	1,496.00円
187円	51円	205.70円
198円	11円	217.80円
214円	16円	235.40円
234円	20円	257.40円
245円	11円	269.50円
255円	10円	280.50円

改定差額/改定率			
税抜差額	税込差額	改定率	税込改定率
260円	308.00円	23.64%	25.93%
4円	8.06円	2.19%	4.08%
4円	8.28円	2.06%	3.95%
7円	11.84円	3.38%	5.30%
5円	10.08円	2.18%	4.08%
5円	10.30円	2.08%	3.97%
4円	9.42円	1.59%	3.47%

※ランク差:汚水量区分前ランクとの1 m<sup>3</sup>あたり差額

## 改定案と現行使用料との比較

汚水量	現行(税込8%)	改定後(税込10%)	差額	増加率	差額(年間)
10m <sup>3</sup>	1,188円	1,496円	308円	25.9%	3,696円
20m <sup>3</sup>	3,164円	3,553円	389円	12.3%	4,668円
50m <sup>3</sup>	9,450円	10,087円	637円	6.7%	7,644円
100m <sup>3</sup>	20,628円	21,857円	1,229円	6.0%	14,748円
250m <sup>3</sup>	57,726円	60,467円	2,741円	4.7%	32,892円
500m <sup>3</sup>	122,526円	127,842円	5,316円	4.3%	63,792円
1,000m <sup>3</sup>	252,126円	262,592円	10,466円	4.2%	125,592円
5,000m <sup>3</sup>	1,336,446円	1,384,592円	48,146円	3.6%	577,752円

1ヶ月の汚水量目安(1人あたり7.9 m<sup>3</sup>)  
 2人: 15.8 m<sup>3</sup> 3人: 23.7 m<sup>3</sup>  
 4人: 31.6 m<sup>3</sup> 5人: 39.5 m<sup>3</sup>  
 6人: 47.4 m<sup>3</sup> 7人: 55.3 m<sup>3</sup>  
 (倉吉市流域関連公共下水道事業計画  
 1人1日あたりの汚水量255Lから算出:  
 1ヶ月を31日で換算)

## 改定案と現行使用料との比較（まとめ）

### 案①-3

汚水量	現行(税込8%)	案①-3(税込10%)	差額	増加率	差額(年間)
10m <sup>3</sup>	1,188円	1,430円	242円	20.4%	2,904円
20m <sup>3</sup>	3,164円	3,531円	367円	11.6%	4,404円
50m <sup>3</sup>	9,450円	10,197円	747円	7.9%	8,964円
100m <sup>3</sup>	20,628円	22,132円	1,504円	7.3%	18,048円
250m <sup>3</sup>	57,726円	61,567円	3,841円	6.7%	46,092円
500m <sup>3</sup>	122,526円	130,317円	7,791円	6.4%	93,492円
1,000m <sup>3</sup>	252,126円	267,817円	15,691円	6.2%	188,292円
5,000m <sup>3</sup>	1,336,446円	1,416,217円	79,771円	6.0%	957,252円

### 案①-4

汚水量	現行(税込8%)	案①-4(税込10%)	差額	増加率	差額(年間)
10m <sup>3</sup>	1,188円	1,430円	242円	20.4%	2,904円
20m <sup>3</sup>	3,164円	3,531円	367円	11.6%	4,404円
50m <sup>3</sup>	9,450円	10,197円	747円	7.9%	8,964円
100m <sup>3</sup>	20,628円	22,242円	1,614円	7.8%	19,368円
250m <sup>3</sup>	57,726円	61,842円	4,116円	7.1%	49,392円
500m <sup>3</sup>	122,526円	130,592円	8,066円	6.6%	96,792円
1,000m <sup>3</sup>	252,126円	268,092円	15,966円	6.3%	191,592円
5,000m <sup>3</sup>	1,336,446円	1,407,692円	71,246円	5.3%	854,952円

### 案②-2

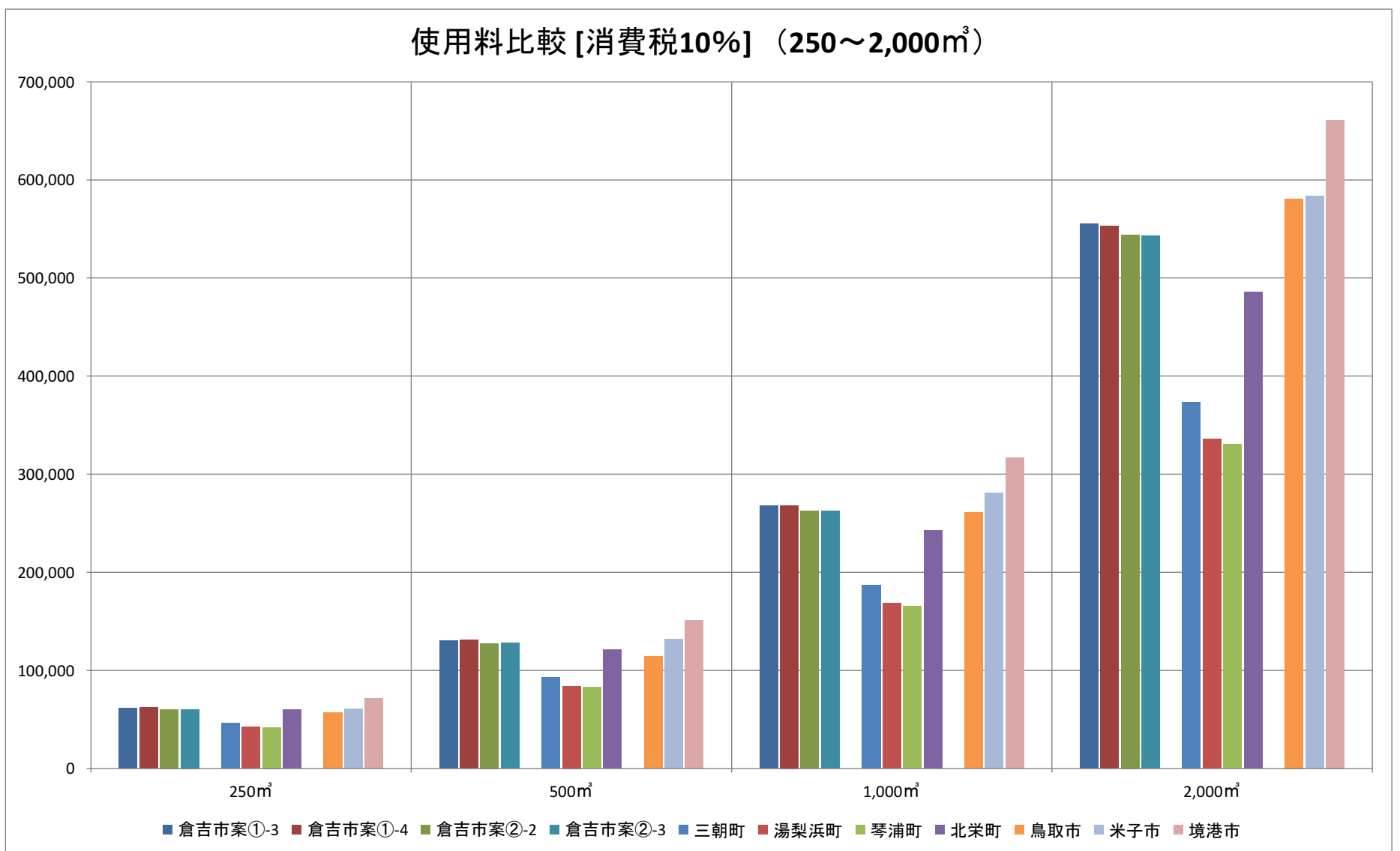
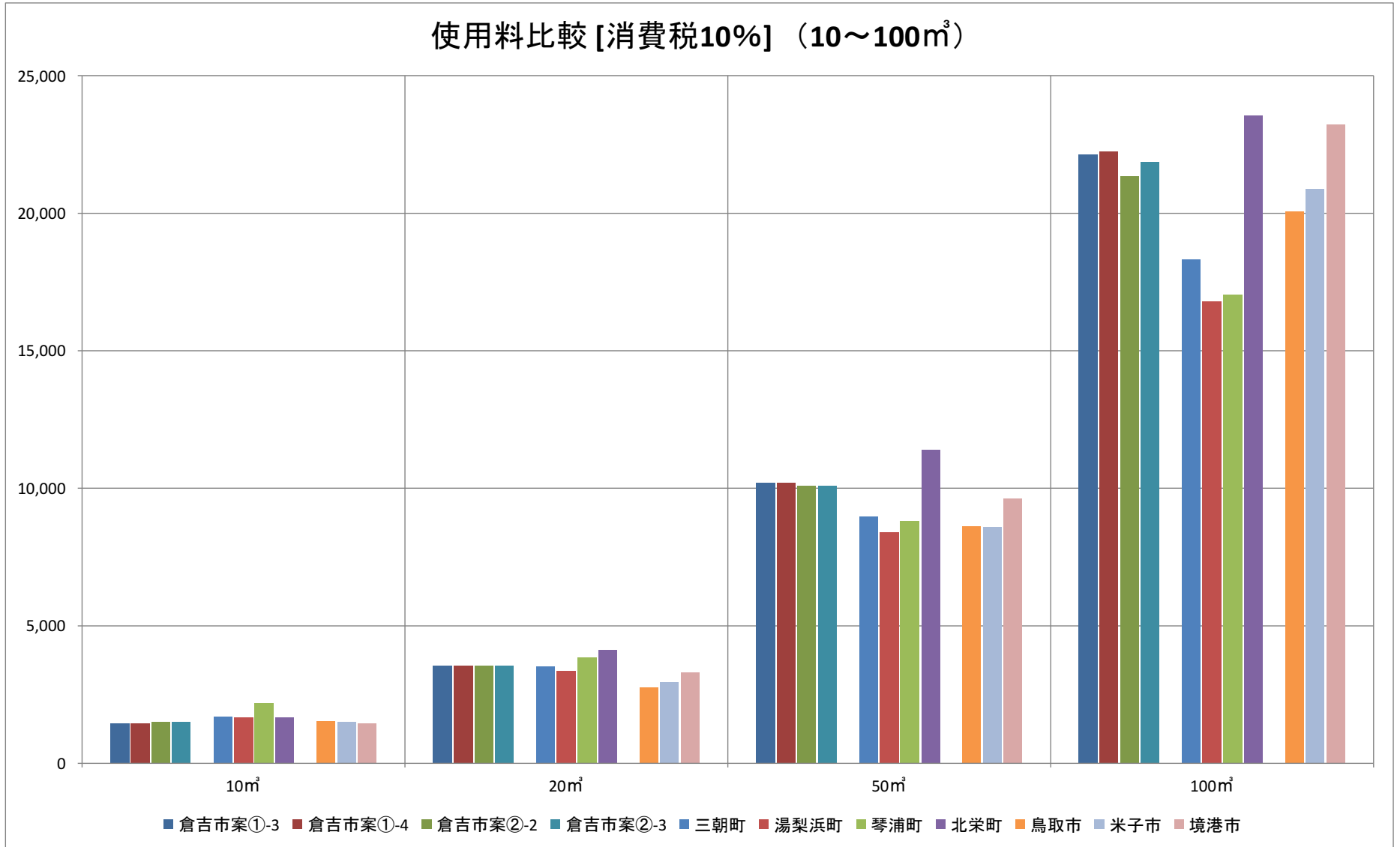
汚水量	現行(税込8%)	案②-2(税込10%)	差額	増加率	差額(年間)
10m <sup>3</sup>	1,188円	1,496円	308円	25.9%	3,696円
20m <sup>3</sup>	3,164円	3,553円	389円	12.3%	4,668円
50m <sup>3</sup>	9,450円	10,087円	637円	6.7%	7,644円
100m <sup>3</sup>	20,628円	21,747円	1,119円	5.4%	13,428円
250m <sup>3</sup>	57,726円	60,357円	2,631円	4.6%	31,572円
500m <sup>3</sup>	122,526円	127,732円	5,206円	4.2%	62,472円
1,000m <sup>3</sup>	252,126円	262,482円	10,356円	4.1%	124,272円
5,000m <sup>3</sup>	1,336,446円	1,388,882円	52,436円	3.9%	629,232円

### 案②-3

汚水量	現行(税込8%)	案②-3(税込10%)	差額	増加率	差額(年間)
10m <sup>3</sup>	1,188円	1,496円	308円	25.9%	3,696円
20m <sup>3</sup>	3,164円	3,553円	389円	12.3%	4,668円
50m <sup>3</sup>	9,450円	10,087円	637円	6.7%	7,644円
100m <sup>3</sup>	20,628円	21,857円	1,229円	6.0%	14,748円
250m <sup>3</sup>	57,726円	60,467円	2,741円	4.7%	32,892円
500m <sup>3</sup>	122,526円	127,842円	5,316円	4.3%	63,792円
1,000m <sup>3</sup>	252,126円	262,592円	10,466円	4.2%	125,592円
5,000m <sup>3</sup>	1,336,446円	1,384,592円	48,146円	3.6%	577,752円

水量別使用料の比較(県内市町)

汚水量	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	250m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup>	1,000m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>
倉吉市案①-3	1,430	3,531	10,197	22,132	61,567	130,317	267,817	554,917
倉吉市案①-4	1,430	3,531	10,197	22,242	61,862	130,592	268,092	552,992
倉吉市案②-2	1,496	3,553	10,087	21,347	60,357	127,732	262,482	544,082
倉吉市案②-3	1,496	3,553	10,087	21,857	60,467	127,842	262,592	543,092
三朝町	1,705	3,520	8,965	18,315	46,365	93,115	186,615	373,615
湯梨浜町	1,675	3,356	8,397	16,800	42,008	84,022	168,050	336,106
琴浦町	2,200	3,850	8,800	17,050	41,800	83,050	165,550	330,550
北栄町	1,679	4,109	11,403	23,558	60,023	120,798	242,348	485,448
鳥取市	1,534	2,767	8,618	20,058	57,073	114,148	260,848	580,948
米子市	1,500	2,951	8,595	20,860	60,790	132,000	280,790	583,290
境港市	1,430	3,300	9,635	23,220	71,070	150,820	316,920	661,220



(案)

平成 年 月 日

倉吉市長 石田 耕太郎 様

倉吉市下水道使用料審議会

会長 齋木 英宏

下水道使用料の改定について（答申）

平成 30 年 10 月 15 日付発下水第 707 号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、結論を得たので次のとおり答申します。

なお、当審議会は、市長がこの答申の趣旨に従って具体的措置を講ずることを要望します。

記

1 下水道使用料の改定率

下水道使用料（特定環境保全公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び林業集落排水施設使用料を含む。以下「下水道使用料」という。）の平均改定率を次のとおり、8.2%改定されることが適当である。

また、使用料体系は、排除汚水量の多い利用者の負担が大きくなることを勘案し、各使用区分の超過使用料を一律に改定するのではなく、段階的に調整すること。

表-1 平均改定率（公共下水道）

項 目	金額・率
改定後の使用料収入 (H31～34年平均) A	853,360 千円
改定前の使用料収入 (H31～34年平均) B	788,688 千円
差 額 (A-B) C	64,672 千円
平均改定率 (C÷B)	8.2 %

2 下水道使用料の改定単価

今回の料金改定にあたり、使用者の階層毎の排除汚水量に係る使用料単価は次のとおりとする。

表－２ 下水道使用料改定単価表（税抜き）

使用料区分	排除汚水量	現 行	改定後	差額	改定率
基本使用料	10 立方メートルまで	1,100 円	円	円	%
超過使用料 (1 立方メー トルにつき)	11 立方メートルから 20 立方メートルまで	183 円	円	円	%
	21 立方メートルから 50 立方メートルまで	194 円	円	円	%
	51 立方メートルから 100 立方メートルまで	207 円	円	円	%
	101 立方メートルから 250 立方メートルまで	229 円	円	円	%
	251 立方メートルから 1,000 立方メートルまで	240 円	円	円	%
	1,001 立方メートル以上	251 円	円	円	%

上記にかかわらず

浴場汚水	1 立方メートルにつき	55 円	59 円	4 円	7.27%
温泉汚水	1 立方メートルにつき	116 円	125 円	9 円	7.76%

### 3 使用料改定の理由

下水道事業は特別会計で経営しており、公営企業としての独立採算が求められる事業である。このため、汚水処理経費としての<sup>※1</sup>維持管理費及び<sup>※2</sup>資本費の一部は受益者が負担する使用料で賄うことが原則である。しかし、倉吉市の公共下水道事業、集落排水事業の経営状況は赤字が続いており、この部分を一般会計からの繰出金で補填しているのが現状である。

平成 29 年度末の公共下水道（特定環境保全公共下水道を除く）における使用料収入で賄うべき支出は、汚水維持管理費 527,583 千円、建設事業に係る人件費等 35,936 千円、元利償還金のうち資本費平準化債収入、国からの交付税措置及び地方財政計画より公費部分として一般会計が負担するべき額を除いた 355,760 千円の総額 919,279 千円であり、それに対して使用料収入は 795,062 千円で 86.5%の経費回収率となっている。

今回の算定期間である平成 31 年度から平成 34 年度までの使用料不足額の予想は年平均 109,303 千円であり、今後も使用料不足分を一般会計から繰り出すことは、他の行政サービスに必要な財源の確保が困難となり、市政に著しい影響を与えることとなる。

このため、下水道会計への一般会計繰出金を縮減する必要があり、不足分を解消するためには13.9%の改定を行う必要があるが、利用者への負担の段階的措置及び維持管理費の低減を期待して、経費回収率を95.0%にとどめ、改定率を8.2%とするものである。

注1) ※<sup>1</sup> 下水道施設の運転及び維持に係る費用

注2) ※<sup>2</sup> 下水道施設の建設に係る地方債の償還元金及び償還利子

#### 4 料金改定の時期

使用料改定の実施は平成31年4月1日とする。ただし、住民への周知徹底、賦課システムの調整期間が必要なため、施行は6ヶ月の経過措置を設け、また、消費税率の引き上げに合わせ、平成31年10月1日以後初めて計量する排除汚水量に係る使用料から適用することが適当である。

#### 5 附帯意見

##### (1) 使用料算定期間

今回の使用料算定期間は、公共下水道事業経営の安定性を保つ観点から平成31年度から平成34年度までの4年間とする。

平成32年度から地方公営企業会計に移行するため、今回の審議から4年後を目途に料金の見直しを行い、それ以降は、今回のように長期間見直しが行われないことがないよう特別な理由がないかぎり4年毎に見直しを実施すること。

今後の見直しにあたっては、一般会計からの繰出しの解消に留めるのではなく、地方公営企業会計での経営戦略を作成し、老朽施設の更新費用等を見込んだ上で、長期的な視点で判断すること。

##### (2) 維持管理費の低減

維持管理費については、平成32年度から上下水道の組織統合を行うことで共通業務の経費削減が期待される場所であるが、第3次行財政集中改革プランにあるとおり業務の包括委託などの検討を図り、より一層の経費削減に努めること。

また、県に対して天神川流域下水道維持管理負担金の単価の低減を要望していくとともに、県、中部1市4町及び広域連合において広域化・共同化などの協議を進め、効率的な汚水処理の運営を図り、維持管理費の低減に努められたい。

##### (3) 徴収率の向上

使用料改定に伴い、使用料徴収率の低下が懸念される。利用者負担の公平性を確保し、下水道事業経営の健全化を図れるよう徴収率の更なる向上に努めること。

【資料1】

倉吉市下水道使用料審議会の経過について

番号	開催日時・場所	会議内容
第1回	平成30年10月15日(月) 午後1時30分～午後3時30分 倉吉市役所第2議室	(1) 日程について (2) 倉吉市下水道事業の概要について
第2回	平成30年11月27日(火) 午後3時30分～午後5時20分 倉吉市役所第1会議室	(1) 前回審議会での質問等について (2) 下水道使用料の改定案について
第3回	平成30年12月27日(木) 午後1時30分～午後 時 分 倉吉市役所第2議室	(1) 前回審議会での質問等について (2) 下水道使用料単価の改定案について
第4回		